

新座市指定管理者制度導入施設管理状況評価シート（令和5年度分）

【施設の概要】（所管部記入）

施設名	新座市児童センター、福祉の里児童センター			
所在地	新座市本多一丁目3番10号、新塚一丁目4番5号福祉の里3階		所管部署	こども未来部こども支援課
制度導入年度		平成22年度	選定方法	☐ 公募 / ☒ 指名
指 定 管理者	名称	特定非営利活動法人新座子育てネットワーク	所在地	新座市菅沢一丁目4番5号
	指定期間	令和5年4月1日～令和10年3月31日（5年間）		

【事業概要】（指定管理者記入）

事業概要	令和2年度から続いていた新型コロナウイルスの5類感染症移行に伴い、感染対策による利用制限の緩和を行いながら、子どもの健全育成のため、遊び・学び・ふれあいの三つの柱を基本に、0歳から18歳までの子どもの心身の発達に応じたきめ細かな事業運営や支援を行った。段階的な利用制限の緩和に伴い、混乱が生じないように利用者に周知を図るとともに、安全に配慮した魅力的な事業の展開に努めて、利用者数の回復を図った。事業実施に際しては事業目的を明確にし、実施後は評価と見直しを合わせて行った。事業は①子どもの健全育成事業（子どもの遊びと学び事業（全学年、小学生、乳幼児の対象別））、②相談事業、③子ども参画事業、④中高生の居場所事業、⑤要支援児童事業、⑥親支援事業（母親・父親）⑦地域連携・異世代交流事業、⑧情報提供事業、⑨運営協議会等の9分野にわたり、令和5年度は2館合計で開催数2,548回、延べ参加者数32,880人となった。また、来館者数は2館合計87,191人だった。1カ月の平均利用者数は7,266人で、昨年度の4,911人から48%増加した。
特筆事項	令和5年度も新座市児童センターと新座市福祉の里児童センターの両館で、効率的な運営を図るため、情報の共有や事業連携、職員研修の強化に努めた。新型コロナウイルスの5類移行に伴い、午前午後続けての利用や館内での飲食を可能にする等、感染状況の変化に応じて利用制限の段階的な緩和を行った。 ●令和5年度の中高生の利用者数は両館合計で4,798人だった。コロナウイルス感染拡大の緩和により、授業や部活、学校行事等が再開され、環境の変化にさらされ続けている中高生たちに対し、ありのままの姿で思い思いに過ごせる居場所づくりを意識的に実施した。2か月に1回、新座市児童センターでは「中高生のさまぐれカフェ」、福祉の里児童センターでは「おかえりカフェ」を開催し、卓球やボードゲーム、ハロウィンやクリスマス等季節のイベントになぞらえたテーマで実施し、中高生同士・中高生と職員が交流する機会を提供した。 ●新座市児童センターでは不登校や行方失子の子どもを保護者対象に「学校に行きづらい子どもの親の会」を開催、講師を招き同じ境遇にある保護者達との交流を行った。保護者同士で問題の共有や子供たちへの接し方などを共有する機会となり、継続的に保護者同士の繋がれる機会を作る機会となった。 ●障がいや低出生等によりゆっくり育つ子どもと保護者がつどい、交流する事業を継続開催した。福祉の里児童センターでは、子育て支援コーディネーターや作業療法士の方を交えて子どもの発達面で不安なことを話し聴きあう「ピアサロン『はあもにー』」を開催した他、専門家と共に障がいの有無を問わない子育て環境について考える「サラダボウル」を開催し、専門家に直接疑問や不安を相談できる機会とした。 ●両館職員が児童センターにアクセスしづらい地域の公園に出向き、遊びを提供するアウトリーチ活動「どこでも児童館」を例年に引き続き開催し、児童センターの偏在立地による課題解決に努めた。今年度の開催では、遊び場作りの専門家であるプレーワーカーを招き、外遊びや集団遊びを思いきり楽しめる環境を協働で展開しつつ、活動を間近で見ること、職員の外遊びの技術習得にも繋がりました。また、北部第2地区地域福祉推進協議会や南部地区地域福祉推進協議会が主催のイベントにも「どこでも児童館」として参加し、地域との連携強化を図った。 ●令和5年度からの新事業として、受付や館内放送、イベントの企画等、児童センターの仕事を体験する「子どもサポーター」を両館で開催した。夏休みである8月に合わせての開催だったが、「もっと活動がしたい」という子どもの声を受け、9月以降も毎月2日間開催し、両館でのべ159名が参加した。 ●新座市児童センターでは、福祉職の求人難から、常勤の館長職の採用ができず、館長経験者の理事が非常勤で務める結果となった。

【総合評価】

指定管理者の自己評価				
総合評価	S	☐	優良	項目別評価総括が全て A 以上であり、S が二つ以上である。
	A	☒	適正	項目別評価総括が全て A 以上である（上記以外）。
	B	☐	課題あり	項目別評価総括に B が含まれている。
評価内容	児童センターの設置目的を理解し、利用サービスの向上、組織及び施設の管理、経費の取扱い等に工夫しながら適切に、誠実に取り組んだ。さらに利用者やボランティアからの要望・提案にも柔軟に対応した。			
改善策	※ 評価 B の場合のみ記入			

市の評価

総合評価	S	☐	優良	項目別評価総括が全てA以上であり、Sが二つ以上である。
	A	☒	適正	項目別評価総括が全てA以上である（上記以外）。
	B	☐	課題あり	項目別評価総括にBが含まれている。
評価内容	児童センターの設置目的を理解し、全ての子どもたちが利用できる、利用しやすいような環境づくりや、研修等による職員の資質向上、日常的な施設の点検による安全管理など、広く利用サービスの向上に努めている。引き続き、適切な管理運営に努めてください。 なお、常勤の館長を配置できなかった期間においては、常勤の児童厚生員を増員するなどして、適切な運営体制の維持を図られていたが、今後は、職員配置については、協定等の水準を遵守してください。			

【市の評価を受けた今後の取組や改善策等】（指定管理者記入）

「こども基本法」に基づき、「こどもまんなか社会」の担い手として、児童センターの設置目的と期待に応える運営を推進します。こどもの参画・こども主体・こどもの意見表明の3つの柱を尊重する職員資質と利用サービスの向上に努めます。老朽化に伴う施設保守の業務が増加していますが、定期的点検と安全計画を踏まえ、安全安心な施設管理を実行します。常勤配置がかなわなかった令和5年度の新座市児童センターの館長職ですが、令和6年度は常勤配置での事業開始となりました。業界全体の人材不足と流動化が憂慮されますが、欠員等発生した際は、採用活動に適切に取り組み、協定の水準維持に努めます。

【過年度の評価結果まとめ】（所管部記入）

評価区分	R 5年度 (1年目)	年度 (年目)	年度 (年目)	年度 (年目)	年度 (年目)
指定管理者の自己評価	A				
市の評価	A				